様式第3号(第4条関係)

年　　月　　日

利用不許可通知書

様

指定管理者　　　　　　　　㊞

年　　月　　日付けで申請のありました道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの施設等の利用については、身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク条例施行規則第4条の規定により許可しないので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日時 | 年　　月　　日　　から年　　月　　日　　まで |
| 申請施設等 |  |
| 不許可とした理由 |  |

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に身延町を被告として（訴訟において身延町を代表する者は身延町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。